

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年6月29日

月 曜 日

第 3927 号

目 次

条 例	
○富山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	1
○富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
○富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	7
○富山県税条例等の一部を改正する条例	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	17
○富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	20
○富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

条 例

富山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例、富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第44号

富山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

富山県公立大学法人評価委員会条例（平成26年富山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「経営管理部」を「知事政策局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(知事政策局)

富山県条例第45号

富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 項を第 7 項とし、第 3 項の次に次の 3 項を加える。

4 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第 9 条の 2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第11条中「より、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第13条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項に定めるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任を受

けた代理人は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、本人に代わって、当該実施機関の保有する代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報の開示を請求することができる。

第14条第2項に次の1号を加える。

(4) 前条第4項の規定による開示の請求 開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であることを示す書類

第15条第3号中「死者をいう」を「死者をいい、同条第4項の規定による開示の請求にあっては当該開示の請求に係る保有特定個人情報の本人をいう」に改め、同号ア中「あっては、」を「あっては」に、「いう」を「いい、同条第4項の規定による開示の請求にあっては当該開示の請求に係る保有特定個人情報の本人をいう」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「。第35条第1項において同じ」を削り、同条第2項中「並びに第35条第2項及び第3項」を削り、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任を受けた代理人は、第1項第1号に掲げる保有個人情報のうち、代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報の内容が事実でないと本人又は代理人が思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わって当該保有特定個人情報の訂正を請求することができる。

第28条第3項に次の1号を加える。

(4) 前条第4項の規定による訂正の請求 訂正の請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であることを示す書類

第35条第1項各号列記以外の部分中「する保有個人情報」の次に「（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報であって、保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条第2項中「する保有個人情報」の次に「（第27条第1項第1号に掲げる保有個人情報であって、保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加える。

第2条 富山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下こ

の条、第11条及び第44条第2項において同じ。）」を加える。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第11条中「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を削る。
第35条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

第35条の2 何人も、第27条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任を受けた代理人は、第27条第1項第1号に掲げる保有個人情報のうち、当該未成年者若しくは成年被後見人又は代理人に代理を委任した本人の保有特定個人情報が前項各号

のいずれかに該当すると本人、法定代理人又は代理人が思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、本人に代わって当該各号に定める措置を請求することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、死者の保有特定個人情報については、遺族は、第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる保有個人情報のうち、当該死者を本人とする保有特定個人情報が第 1 項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定による利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

第 36 条第 2 項第 1 号中「前条第 1 項」を「第 35 条第 1 項又は前条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「前条第 2 項」を「第 35 条第 2 項又は前条第 2 項」に改め、「法定代理人」の次に「又は代理人」を加え、同項第 3 号中「前条第 3 項」を「第 35 条第 3 項又は前条第 3 項」に改める。

第 3 条 富山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 34 条」を「第 34 条の 2」に改める。

第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第 9 条の 2 第 1 項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び第 35 条の 2 において同じ。）」を加える。

第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第 9 条の 4 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第 22 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下第 33 条第 1 項及び第 34 条において同じ。）」を加える。

第 3 章第 2 節中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第 34 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録

の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第13条から第15条まで、第27条、第28条及び第35条の改正規定並びに第2条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(文書総務課)

富山県条例第46号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第2号及び別表第2第2の2項第2号中「及びイノシシ（スス・スクロファ）」を「、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）」に改める。

別表第3第3の2項第2号中「スス・スクロファ）」の次に「及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）」を加える。

別表第4第1の3項第2号中「及びイノシシ（スス・スクロファ）」を「、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に定める事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(市町村支援課)

富山県条例第47号

富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

富山県消費者行政活性化基金条例（平成21年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(県民生活課)

富山県条例第48号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第51条の16第1項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第58条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第72条第1項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（）」に、「（同法その他）」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他）」に、「を除く。）については、当該事業者」を「以外のものをいう。）については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第5条の5中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 削除

附則第9条の3の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第9条の4 知事は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等とい

う。)が同法第 9 条の 9 第 2 項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 33 条第 1 項第 6 号及び第 51 条の 16 の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の 1 月 1 日」とする。

附則第 10 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第 10 条の 7 の 2 知事は、未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 8 項の規定の適用を受けたときは、同項第 1 号に掲げる金額から同項第 2 号に掲げる金額を控除した金額を第 51 条の 21 に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 33 条第 1 項第 7 号、第 51 条の 24 及び第 51 条の 25 第 1 項の規定の適用については、第 33 条第 1 項第 7 号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第 6 項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第 51 条の 24 及び第 51 条の 25 第 1 項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第 51 条の 24 中「選択口座が開設されている租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する金融商品取引業者等」と、第 51 条の 25 第 1 項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の 1 月 10 日（令第 9 条の 20 第 1 項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とあるのは「月の翌月 10 日」とする。

(富山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 富山県税条例の一部を改正する条例（平成 25 年富山県条例第 24 号）の一部

を次のように改正する。

附則第 1 条ただし書中「平成27年10月 1 日」を「平成29年 4 月 1 日」に改める。

附則第 3 条中「平成27年10月 1 日」を「平成29年 4 月 1 日」に改め、「及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定（「平成27年10月 1 日」を「平成29年 4 月 1 日」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第 1 条中第72条第 1 項の改正規定、第 2 条中附則第 3 条の改正規定（「及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える部分に限る。）及び附則第 4 条の規定 平成27年10月 1 日
- (3) 第 1 条中第34条第 2 項及び第51条の16の改正規定、附則第 9 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第10条の 7 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条の規定 平成28年 1 月 1 日
- (4) 第 1 条中第58条第 1 項及び第 3 項、附則第 5 条の 5 並びに附則第 6 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 条及び第 5 条の規定 平成28年 4 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第 34条第 2 項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条の16の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第 8 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の富山県税条例（以下「旧条例」という。）第 8 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第58条第 1 項及び第 3 項並びに附則第 5 条の 5 の規定は、附則第 1

条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、調整後付加価値額（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第9条第2項に規定する調整後付加価値額をいう。以下この条において同じ。）が30億円以下であるものについては、新条例附則第5条の5の規定により読み替えられた新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が改正法附則第9条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額（同項に規定する事業税額をいう。以下この条において同じ。）から控除するものとする。
- 3 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が改正法附則第9条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 4 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例附則第5条の5の規定により読み替えられた新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が改正法附則第9条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額

から控除するものとする。

- 5 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が改正法附則第9条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

- 第4条** 新条例第72条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（新条例第8条第2項第5号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 第5条** 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第90条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第93条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円
- 3 平成28年4月1日前に旧条例第90条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第93条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第90条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第12条第4項に規定する総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数及び当該紙巻たばこ3級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるもの本数
 - (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 5 第3項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第20条第4項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書

は、知事に提出されたものとみなす。

- 6 第4項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 第3項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第92条から第93条の2まで及び第93条の4から第93条の6までの規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第93条の6の2の規定中「第93条の4第1項から第3項まで」とあるのは「富山県税条例等の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第48号）附則第5条第4項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。
- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第3項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第93条の5の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第93条の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した改正法附則第12条第8項の規定による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に新条例第90条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第93条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には

当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000 本につき 70 円とする。

- 10 第 4 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 項	前項	第 9 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 5 項	第 3 項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項 附則第 52 条第 2 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項 附則第 52 条第 9 項において準用する同条第 2 項
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項	第 3 項の	第 9 項の
	同項から前項まで	第 4 項から前項まで及び第 9 項
	附則第 5 条第 4 項 平成 28 年 5 月 2 日	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 4 項 平成 29 年 5 月 1 日
第 8 項	、第 3 項	、第 9 項

- 11 平成 30 年 4 月 1 日前に新条例第 90 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を

課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000 本につき 105 円とする。

- 12 第 4 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 項	前項	第11項
	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
第 5 項	第 3 項	第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
	附則第52条第 2 項	附則第52条第11項において準用する同条第 2 項
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成30年10月 1 日
第 7 項	第 3 項の	第11項の
	同項から前項まで	第 4 項から前項まで及び第11項
	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
第 8 項	、第 3 項	、第11項

- 13 平成31年 4 月 1 日前に新条例第90条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000 本につき

204 円とする。

- 14 第 4 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 項	前項	第13項
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日
第 5 項	第 3 項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
	附則第52条第 2 項	附則第52条第13項において準用する同条第 2 項
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日
第 7 項	第 3 項の	第13項の
	同項から前項まで	第 4 項から前項まで及び第13項
	附則第 5 条第 4 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日
第 8 項	、第 3 項	、第13項

(税 務 課)

富山県条例第49号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「第 2 条第 1 項の規定によつて指定された半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」を「第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第 9 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる産業振興促進計画の区域（以下「計画区域」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成27年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

第 4 条の見出し中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域」に、「半島振興法第 2 条第 4 項の規定による公示の日（以下この条において「公示の日」という。）から平成 27 年 3 月 31 日」を「認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第 9 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成 29 年 3 月 31 日」に、「区域が当該期間内に半島振興対策実施地域に該当しないこととなる場合には、当該公示の日からその該当しないこととなる日」を「計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に同法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日」に、「第 12 条第 3 項の表の第 1 号」を「第 12 条第 3 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）」に、「第 45 条第 2 項の表の第 1 号」を「第 45 条第 2 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）」に、「設備」を「施設又は設備」に、「製造（ガス製造及び発電を除く。）の事業の用に供するものを新設し、若しくは」を「当該認定産業振興促進計画に定められた次項に掲げる事業の用に供するものを新設し、又は」に改め、「又は旅館業の用に供するものを新設し、若しくは増設した者（青色申告書を提出する個人又は法人（第 2 条の規定による課税免除の適用を受ける者を除く。）に限る。）」を削り、同項第 1 号中「設備」を「施設又は設備」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「設備」を「施設又は設備」に、「公示の日」を「計画期間の初日」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の施設又は設備をその用に供する認定産業振興促進計画に定められた事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 製造（ガス製造及び発電を除く。）の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措

置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号。以下この項において「省令」という。）第 3 条に規定するものを行う業種をいう。）に属する事業

- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第 4 条に規定する事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業（下宿営業を除く。）

第 4 条第 3 項中「設備」を「施設又は設備」に、「500 万円（資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下である法人にあつては 1,000 万円とし、資本金の額又は出資金の額が 5,000 万円を超える法人にあつては 2,000 万円とする。）以上」を「次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める取得価格」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第 1 号又は第 5 号に掲げる事業 500 万円（資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下である法人にあつては 1,000 万円とし、資本金の額又は出資金の額が 5,000 万円を超える法人にあつては 2,000 万円とする。）以上のもの
- (2) 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業（同項第 4 号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 500 万円以上のもの

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成 27 年 4 月 1 日前に新設され、又は増設された設備については、この条例による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第50号

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。
(富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第51号

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成24年富山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第238条」を「第217条第1項」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例）」を「、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例）」に、「第226条」を「第203条第1項」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

